



わだち

WADACHI

梅ヶ枝中央法律事務所
わだち **第42号**
2021年 新年号

▶ 巻頭言 謹賀新年	大森 剛	2
▶ ウイズコロナの社会を迎えて	山田 庸男	3
▶ 近況報告		
・ 弁護士25年目を迎えて	二宮 誠行	4
・ 14年目の今 ~これからも頑張ります!~	松尾 友寛	4
・ 新人弁護士のご紹介	有本 喜英・久井 大輝	5
▶ 新人紹介 心機一転	柴田 大樹	6
▶ 入所のご挨拶 在職30年目を迎え	大東 恭治	8
▶ インターネット社会と法		
・ Society5.0とデータにまつわる法的問題	甲斐 一真	9
・ テレワークなどの新しい働き方と法律問題	西村 勇作	10
・ 個人情報漏洩事件とその対応	河合 順子	11
・ インターネット上での誹謗中傷への対応について	才木 晴幹	12
・ AIと知的財産	犬飼 一博	13
・ ウェブサービスにおける法律問題	氏家真紀子	14
・ サイバー犯罪をめぐる法律上の責任	松久 僚成	15
・ 民事裁判のIT化	中世古裕之	16
▶ 税理士に聴く	座間 昭男	17
▶ 独禁コーナー	越知 覚子	18
▶ 知財コーナー	弓削 雄翼	21
▶ 近時の注目判例	日下部太一	23
▶ 健康一口メモ	橋本 聡一	24

謹賀新年



代表社員弁護士
大森 剛

昨年3月から感染拡大した新型コロナウイルスは、海外ではいまだに猛威を振るい、フランスでは30日間ロックアウト宣言を発する状況で、世界的にはいまだに終息の見通しがありません。他方、わが国では、完全には終息に至っていないものの、政府は経済復活に大きく舵を切りました。G.O.T.O.トラベルの利用者数が2500万人を超えるなど、徐々に危機感が薄れていたのですが、冬の到来とともに第三波が押し寄せており、依然として厳しい状況が続いています。

さて、話は変わりますが、アメリカでは、最近、欠員が出た連邦最高裁判所の判事に、保守派の判事がトランプ大統領により指名され、共和党が多数を占める上院での承認を経て、任命されました。このように、連邦最高裁の判事は時の政権の意に沿うような人が任命されることはよく知られています(もともと、大統領選挙の最終段階であるこの時期にわざわざ保守派の判事を選ぶという政治姿勢に批判がなされました)。連邦最高裁の判事は、いったん任命されると終身身分を保障され、司法権の独立が図られています。司法の独善化を防止するため、選挙により選出された大統領や議会が、連邦最高裁判事の任命権を通じて民主的コントロールを及ぼす、というのが、連邦憲法が予定する三権分立によるチェックアンドバランスの仕組みなのであり、この仕組み自体に異議を唱える人はあまり

りないようです。異議があるのであれば憲法改正を行うか、大統領や議員を選挙で選ぶのが民主主義の帰結であるということになります。そして、先に行われた大統領選挙では、アメリカ国民は、現職のトランプ氏ではなくバイデン氏を選択しました。アメリカは、民主主義のリーダーとして世界をこれまでけん引してきましたが、トランプ大統領時代には、覇権主義が勢いを増し、自国第1主義のナショナリズムが世界的風潮となりました。選挙期間中の演説会では、相手方に対する中傷・誹謗が繰り返されました。選挙後もその結果を受け入れないトランプ氏が挑発的な態度をとり続け、それを支援する人々もいるなど、国民間に深刻な対立と憎悪を残すなどとも後味の悪い結果となつています。私は、民主主義の根幹は、多様な思想を受け入れ寛容の精神で受容することにあると思います。今やアメリカの民主主義はどこに行つたのでしょうか。

さて、民主主義と言えば、わが国でも安倍首相が辞職し、菅新首相となりましたが、日本学術会議が推薦した会員の候補者の一部について政府が任命を拒否したという報道が連日なされています。日本学術会議は、太平洋戦争における科学者の戦争加担の反省から、その歴史を踏まえ、政府の所轄ではあるが、独立して活動を行う機関とされ、会員は任期

は、政治の学問の自由への不当介入ではないか、学術会議が推薦した者の任命拒否は違法なのではないか、などと批判されています。

学術会議の問題では、政府の任命権に裁量があるのかという法的問題もあり、アメリカの保守派判事の任命の議論と必ずしも同列に論じることができませんが、選挙を通じて代表者を選出し、権力を委ねるが、同時に権力が濫用されないよう監視するという民主主義の観点からいうと、遅くとも1年くらい先に行われる衆議院選挙において、現在批判されている現政権に国民がどのような判断をするのかにも注目したいと思つています。

私たちの事務所も、ベテラン弁護士や新人弁護士の新参加を得て、30名を超える規模となり、金融、渉外、知財、労働などの諸分野での専門性を高めると共に「依頼者に寄り添う」精神であらゆる分野での更なる高みをめざしています。

いまだ途半ばですが、荷車の車輪あとの「轍」のように、依頼者と共に足跡を積み上げたいと思つています。

まだまだ先が見通せない状況が続きますが、皆様が素晴らしい一年を過ごされるよう心より祈念しております。

ウイズコロナの社会を迎えて



公益財団法人
梅ヶ枝中央きずな基金
代表理事
山田 庸男

新型コロナウイルスの感染拡大で、世界で5000万人以上の感染者が発生し、死者も140万人を超える事態となりました。アメリカ、ブラジル、インドなどの国では今でも患者数が拡大の一途をたどり、世界的に終息の見通しが立っていません。アメリカのトランプ氏は、再選を意識して年内にワクチンの開発が完成して終息させると科学的根拠も無いままに公言していましたが、その大統領選挙もバイデン氏の勝利で終わりました。

ところで、国内では、感染が他国と比べると比較的鎮静化している様相ですが、最近急激に再び増加し、第三波として急増が懸念されており、決して油断できない状態で、感染拡大の影響は、社会的・経済的弱者と呼ばれる層を直撃し甚大な被害を及ぼしています。雇止めや解雇が多発し、零細企業では閉鎖や倒産を余儀なくされて、社会問題化しています。

大学生の生活についても、経済的理由から休学や退学を考えている学生が5人に1人いると学生新聞の調査で報告されてきました。きずな基金では、巣立った大学生らに少しでも経済支援をしたいと考え、理事会の承認を得て些少ですが10万円を希望者全員に急遽支給をして、経済的事情で休学、退学をしないように応援をしました。

コロナ禍の影響と思われませんが、例年、秋の募集に

は中高生から20名程の応募があるところ、今回は54名の応募がありました。申請理由を読むと、コロナの影響で経済的打撃を受けて深刻な家庭環境に追い込まれていることが良く分かりました。そのために、選考委員会で協議し、本年秋の合格者を例年より多い17名にまで増やし、ひとりでも多くの向学心旺盛な中高生を応援し、子ども達の夢の後押しをすることにしました。そのため、現在の支援者は72名になっていきます。

他方で、本基金の活動も、本年度はコロナの感染拡大で大きな影響を受けました。春、夏の交流会も延期となり、ソプラノ歌手下垣真希さんのコンサート鑑賞も中止となりました。とりわけ、本年春の交流会で高校3年生の卒業生に祝福の機会がもてなかったことが残念でなりません。

今年度の事業としては10月24日に交流会を開催し、感染対策に最大の配慮をしながら支援をしている子どもたちと、その監護者並びに本基金から巣立った大学生たち総勢100名余が集まり、第1期卒業生で、現在、国立沖

縄科学技術大学院大学において生命科



学を専攻し「人の老化していく仕組み」を研究している須田晃治郎君に「考えて、考えて、考えて今を全力で生きる」というテーマでスピーチしてもらいました。大学受験で、一次志望校ではない進路選択をしたものの、その経験を活かし、現在恵まれた貴重な環境で研究生活を送る須田君の実体験と子ども達への呼びかけは、とても刺激的な話で、中高生たちには向学心をさらに掻き立てる機会になりました。



また、12月29日には、前回大勢の参加者から好評をいただいた餅つき大会を、昨年と同じ生駒の古民家で行う予定でしたが、更なる感染拡大で中止せざるを得なくなりました。

本基金は、次年度には設立10周年を迎えることになり、この節目に過去を総括しながら新しい展望の中で活動を定着させたいと思います。多くの子ども達に、高等教育を終えて社会に巣立つ年輪まで支援することができ、少しでも貧困の連鎖を断ち切れたのではないかと思っています。

私の夢は子ども達の夢と共有し、追いかけて掴み取ることですが、卒業生たちがいづれ本基金の運営に関与して財団の持続性を確保してくれることを願っています。

弁護士25年目を迎えて



弁護士
二宮 誠行

今年で弁護士生活25年目になります。私が当事務所を初めて訪問した当時、弁護士は5名で、事務局を含めても10名に満たない規模でした。このころの業務は、事務所全体として、市民事件の割合が現在よりも多く、企業法務も比較的小規模なものが中心でした。今年、弁護士は32名、中国弁護士2名となり、事務局を含めると50名を超える陣容となりました。

一方で、当事務所のルーツである市民事件についても、離婚、相続、交通事故、医療事故、刑事事件など、一定割合で対応させていただきましたが、弁護士登録一年目のころの初心を忘れないよう常に心がけるようにしています。

私自身は、現在の業務としては、企業法務が比較的多く、中小企業や医療法人の日常的な法務コンサルから具体的な案件の対応のほか、企業M&Aの支援、上場企業の経営やコンプライアンス体制の整備等への助言まで、25年前には携わっていなかった分野でも活動しています。特に、昨年は、120年ぶりの民法の大改正に伴い、社内規程、業務マニュアル、契約書式等の改定を検討される企業のお手伝いをさせていただく機会をいただき、クライアントの業務内容に踏み込んだ司法サービスのあり方を考える良い経験となりました。

私をはじめとして当事務所を訪問した際、所長の山田弁護士の面接を受けました。今年、私は、当時の山田弁護士とほぼ同じ年次となります。しかし、現在の私はとても当時の山田弁護士の域に達しておらず、この年になっているというのが正直なところです。一方、当事務所には今年も新人弁護士2名が参加してくれることになりました。年次的には私が入所したころの山田弁護士と私の関係に近いものとなります。

山田弁護士が創り上げ、私たちに示してくれた弁護士としてのあり方を、今度は、若い世代に継承し、引き継いでもらうよう努めることが、私達の世代の責任であると考えています。

14年目の今

これから頑張ります！



弁護士
松尾 友寛

平成19(2007)年9月に弁護士登録をしてから満13年が過ぎました。あつという間だったというのが率直な感想です。私が皆様に最初にご挨拶をさせていただいた「轍」(第16号)を読み返してみますと、青臭いことを書いていて恥ずかしく思いましたが、同時に、自分が弁護士を志した理由を再認識することができ、心を新たにしました。

弁護士として働きだしたころは、目の前の事件を解決することで精一杯でしたが、多くの事件を処理させていただいたことで、紛争を予防するためのポイントや紛争に備えた対策の重要性を意識するようになり、これらの観点から助言をさせていただくことができるようになりました。また、依頼者の皆様をはじめ、たくさんの方々との出会いがあり、そのなかでも成長させていただいたと感じております。

現在、40代半ばに差し掛かろうとしています。40代半ばに差し掛かろうと比べてかなり脂肪を蓄えてしまいましたが、恰幅が良くなったともいえます。

が、健康診断を受けるたびに結果に怯えるようになってしまいました(ほぼ毎回飲酒について指導されています)。健康に気を付けなければならぬ年代になったと痛感しています。また、弁護士になってからも細々と剣道を続けているのですが、最近では自然と触れ合うことができ、たまに上手く打てたときには、ボールを遠くに飛ばせた爽快感を味わうことができますし、道具にこだわることもできて、楽しめる要素がたくさんあると感じています。テレビでもゴルフ中継を見る機会が増えました。もともと、下手の横好きで、スコアは毎回イマイチですが、楽しく長く続けていきたいと思っています。色々と変化してきた私ですが、依頼者の皆様のために全力を尽くすということは今も変わりません。これからも皆様のお役に立てるよう精進して参ります。引き続き宜しくお願い申し上げます。

新人弁護士のご紹介

2021年1月から、当事務所に新たに、有本 喜英(ありもと・よしひで)、久井 大輝(ひさい・だいき)の2名の新人弁護士が加わりますので、ご紹介いたします。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。



弁護士
有本 喜英

大阪市出身で、幼少期に奈良県に転居後、小中高等学校時代を奈良県で過ごしました。その後、大阪大学法学部を卒業し、京都大学法科大学院に進学、司法試験に合格しました。映画鑑賞が趣味とのことですが、修習中には、従来の趣味に加えて、ドライブや小旅行を楽しみ、ゴルフの練習も始めました。今後は、ゴルフ等の新たな趣味を通じて、多くの皆様との交流を図りたいとのことでした。

労働法の分野に興味を持っており、社会情勢の変化が激しく、また、社会的関心も高い労務問題について、依頼者の皆様に寄り添った弁護士活動をしたいと心強い抱負を述べています。

当事務所と致しましても、依頼者の皆様に寄り添うという気持ちをお忘れなく、最善のリーガルサービスを提供してくれるものと期待しております。



弁護士
久井 大輝

大阪府堺市出身で、関西大学在学中に所属していた法律相談部にて、相談者から「ありがとう」という言葉をかけて頂いたことに感銘を受け、弁護士になることを決意しました。その後、大阪大学大学院高等司法研究科に進学し、この度、弁護士としての第一歩を踏み出します。

中学時代からソフトボール部に所属し、高校時代ではキャプテンも務め、大阪2位という素晴らしい成績を修めたスポーツマンです。

また、大学院時代に、スポーツ法の分野に触れ、法的サポートが十分に行き届いていないスポーツ業界に、弁護士として貢献したいという熱意を有しています。

主体的かつ責任感をもって新たな分野にも積極的に取り組み、依頼者の皆様のニーズに応えるべく、精一杯努力と研鑽を重ねてくれるものと期待しております。

心機一転

弁護士 柴田 大樹

皆様、初めまして。昨年7月1日より当事務所の一員に加わりました、柴田大樹（しばた まさき）と申します。僭越ながら、この場をお借りして自己紹介をさせていただきます。

1 生い立ち

私は大分県大分市に生まれ、幼少期から大学入学直前までを同地で過ごしました。

大分県といえば、別府や湯布院などの温泉を思い浮かべる方も多いと思います。また、九重連山の山々や瀬戸内海に通じる豊後水道のような海もあり、全体として非常に自然豊かな土地です。私の育った大分市は大分県内で一番人口の多い市でもあり、程よく都会、程よく田舎という環境でのびのびと育ちました。

2 応援団との出会い

19歳の時に大学に入学し、親元を離

れることになり、一人暮らし生活がスタートしました。

大学には様々な部活、サークルがありました。なぜ応援団だったのかと聞かれるといまだに困ってしまうのですが、新歓で見た上級生の姿に憧れ、気付いたら入団していました。

1年生の4月に入団してから4年生の12月に引退するまでの間、青春の全てを応援団での活動にささげてきました。

部活の試合の応援では、硬式野球部、アメリカンフットボール部、ボート部、スキー競技部、ラクロス部、バレーボール部、バスケットボール部、カヌー部、剣道部、ハンドボール部等々、様々な部活の試合に赴きました。特に硬式野球部やアメリカンフットボール部のリーグ期間中は毎週のように何かしらの部活の試合があるため、土日はほぼ応援団の活動で埋まりました。真夏の炎天下、球場で学ランを着て、大声を張り上げながら試合前から9回裏まで



応援するのは相当ハードでして、そのようなハードな状況で応援し抜くため、日々の練習も過酷な内容となっていました。練習中、少しでも手を抜くと、上級生から鬼の形相で厳しく指導されました。

しかし私は、そのような中で選手と一体となって応援することができるとに徐々に喜びを感じていきました。全力で応援するからこそ、試合に勝った時は本当に嬉しいし、負けた時は自分のことのように悔しいと感じました。

応援団の先輩から言われた言葉で一つ印象に残っているものがあります。それは「勝ったら選手の実力、負けたら応援団の責任」というものです。全力で応援して勝ったとしても、それは選手の実力であって、応援のおかげだ

などと思いが上がつてはいけない。逆に負けた時は自分たちの応援が足りなかったからだと思えば、反省しなければならぬ。そのような謙虚な姿勢でなければ、全力で試合に臨んでいる選手を応援する資格はないという意味です。一番最初にそれを聞いた時は「何という救いの

ない言葉だ」と思いましたが、応援を重ねるにつれて、その言葉の意味がよく分かるようになっていきました。応援団で学んだことは、物事への向き合い方です。1試合1試合、最初から最後まで全力で応援することを通して、逃げずにまっすぐに向き合うという何を何よりも学んだと思います。このことは、弁護士として仕事をする上でも生かされており、事件を担当するときは、依頼者や事件そのものとまっすぐに向き合うことを意識しております。

3 弁護士を志した理由

少し時系列が前後しますが、私が弁護士という職業に憧れを抱いたのは中学生の時でした。

4 前の事務所での2年半

私は平成30年1月に弁護士登録をし、大阪市内の法律事務所に入所しました。その事務所では2年半の間執務した後、縁があつて当事務所に入所したのですが、少しその2年半のことをお話ししたいと思います。

その事務所は、交通事故を主な取扱案件とする事務所でしたので、私も交通事故の損害賠償請求事件を中心に担当しましたが、それ以外にも倒産事件や不動産その他の一般民事も扱ってききました。

交通事故は特殊な知識が多く、また事件の種類も千差万別でしたが、その中で、特に印象に残っている事件があります。

その事件は、依頼者である女性に通勤のためにバイクに乗車中、乗用車に横から衝突されたという交通事故の事件で、入所してすぐに担当した事件です。その女性は病院に搬送された後、長期間の入院・通院を余儀なくされただけでなく、後遺障害として高次脳機能障害が残存しました。高次脳機能障害は脳へのダメージを原因として発症し、物事を理解し、記憶するといった生活にかかわる複雑なことを遂行できなくなる障害です。その依頼者も、話を聞いてみると普通に会話ができるのですが、高次脳機能障害のため複雑な仕事をすることができなくなり、失敗が続く、会社を辞めることになったという経緯がありました。

自賠責で高次脳機能障害が認定されるためには、頭部外傷後の意識障害、脳挫傷やびまん性軸索損傷等の確定診断、MRI等での画像所見といった要件を充足する必要があります。救急隊の記録を見る限りでは、依頼者は意識障害の要件をクリアしているとは言いがたく、一緒に事件を担当したパートナー弁護士も難しいという見通しを立てていました。しかし、自賠責保険会社に対して被害者請求を行ったところ、長期間にわたり調査事務所による調査が行われ、

最終的に自賠責等級7級相当と認められ、等級に応じた自賠責保険金が支払われました。

その後、その女性は、障害者に理解のある職場で再就職することとなり、最後に事務所に来てくださったのですが、その時私に「先生のおかげで前を向くことができました」と言ってくれたのです。私はその時、本当に心から弁護士をして良かったと思えました。

5 終わりに

当事務所に入所して約半年が経過しました。前の事務所の時とは色々なことが変わり、最初は戸惑うこともありましたが、徐々に慣れてきたように思います。

新天地で心機一転がむしろに仕事をしたいの思いで当事務所に入所しましたが、その気持ちは半年経った今も変わっていません。

今後は、事件処理に当たる中で、あらゆることを貪欲に吸収し、学びに変えていきたいと思っております。まだまだ未熟者ではございますが、一つ一つの事件に全力で臨み、依頼者の利益を最大限実現できるよう誠心誠意努めていく所存ですので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



在職30年目を迎える



弁護士
大東 恭治

令和2年10月21日から、当事務所に移籍し、執務しております大東恭治と申します。自己紹介として、経歴、これまでの出会いや経験の一端を披露して、責めを免れたいと思います。

1. 経歴

私は、堺市で育ち、大阪府立東北高校、関西大学法学部を卒業しました。高校時代はテニス部に、大学時代は法律相談所と言うクラブに在籍しております。

平成3年4月に大阪にて弁護士登録し、影田清晴法律事務所において7年間勤務し、同10年4月に個人で事務所を開設し、約23年を過ごしました。

これまでの役職歴は、次のとおりです。弁護士会関係では、日弁連総合法律支援本部、交通事故委員会委員長（現委員）、司法修習委員会及び広報委員会の各副委員長、総合法律相談センター、犯罪被害者支援委員会並びに懲戒委員会（現委員）などを経験し、近畿弁護士会連合会理事、日弁連代議員などを務めさせていただきました。

日本司法支援センター（法テラス）では、20年以上審査員を務め、7年前からは副所長（民事担当）、6年前からは審査委員長を担当しております。

関西大学関係では、9年前から法人評議員、校友会総務部長を担当しております。過去には、非常勤講師や外部調査委員なども務めさせていただきました。

その他には、裁判所民事調停委員、司法委員（いずれも現）、過去には、自賠責保険・共済紛争処理機構、交通事故紛争処理センター、大阪府などで仕事を担当しました。

また、プライベートですが、家族は、一男（大学4年生）一女（大学1年生）がいます。昨夏から、妻は仕事で、長女は大学で、東京に在住しており、現在は、大阪にて長男と男2人暮らしをしています。むろん、家事・子育ては、4人で居住中から行っております（当然です！）。

2. 出会いと感謝

関西大学法律相談所で、上原洋允先生と出会い、このことが法曹の道を本格的に志すきっかけとなりました。

ここで、出会った先輩法曹の方をはじめ、多くの仲間は、私の人生において貴重な宝となっております。

初任でお世話になった影田清晴先生には、弁護士業務の基本を教わり、多くの仕事を担当させていただきました。曲りなりにも30年間弁護士業務を続けてこられる礎を得させていただきました。影田先生のご縁で入会しました大阪弁護士会の会派である友新会でも多くの出会いを経験し、また、大東恭治法律事務所を開設して以

降、23年間、多くの事務職員の方々にもお世話になりました。中には、司法書士（2名）、社会保険労務士、地方公務員、法テラス職員など各方面に転進された方もおられます。

最後に、関大法曹会（関大校友会の法曹の同窓会です。）での出会いです。

米田宏巳先生には、犯罪被害者支援委員会の立ち上げでお世話になり、島武男先生には、ピンチを救っていただいたこともありました。小寺先生、小松先生は法律相談所の先輩であり、公私共にお世話になりました。

当事務所の所長である山田庸男先生との出会いのきっかけは、山田先生の会長選挙のときです。山田先生はお忘れかも知れませんが、その時、私は山田先生にお願いをしました。「関大のお世話をして下さい」と。山田先生は約束され、見事にその約束を果たされました。関大法曹会幹事長、関大法人役員として活躍され、畏敬の念を抱きました。

これからの弁護士人生や大学のことを思い悩む中、山田先生にご相談をさせていただき、ご厚情により、また、代表の大森先生、パートナーの先生方のご理解により、当事務所に所属させていただきましたこととなりました。感謝の気持ちで一杯です。

3. これまでの取組み、事件の経緯

自己アピールも兼ねて、一部を列挙します。

(1) 逸失利益算定方式の統一化
逸失利益算定方式が、東京と大阪では若年者で最大2500万円以上

東京の方が多く、逆に働き盛りでは大阪の方が多いという格差につき、委員会での活動やマスコミ等への働きかけにより、三庁共同提言にて統一化。

(2) 運転中の携帯電話の使用につき、道交法改正

(3) プライバシー研究会での活動で、大手マスコミ相手に訴訟

(4) 定期借家問題につき研究会で訴訟対応。同研究会で「今こそ使おう」定期「借家契約」を令和元年9月に出版しました。

(5) 戸籍性別変更手続

LGBTの問題ですが、法律制定直後に手続きました。

しかし、現行法は「性同一性障害者特例法」との名称が示すとおり、医学的な面に偏っており、また差別的な名称、取扱いです。

(6) 担当事件（公表、公刊、ニュースとなったもの）

・ ローション手さげかご事件（意匠権侵害差止等請求事件）

・ 犯罪被害者支援関係では、付属池田小事件、堺男児虐待死事件、羽曳野発砲事件の被害者支援を行いました。

・ 刑事事件では、特捜部事件の仮設トイレ巨額詐欺事件（無罪です）の共犯者の弁護人も担当しました。

4. 今後について

当事務所では新人ですが、初心を忘れず、依頼者の皆様のため、誠心誠意職務に精励する所存です。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

『インターネット社会と法』

Society5.0 データ
にまつわる法的問題

弁護士
甲斐 一真

1 Society5.0 UNCTAD

今回のコロナ禍における在宅ワークの普及により、ウェブ会議等のサービスを利用し、近年のデジタル技術の発達を身近に感じた方が多いのではないのでしょうか。

少し前になりますが、政府が科学技術基本法に基づき平成28年に閣議決定した第5期科学技術基本計画では、これまでの社会の各段階を、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会とした上、これに続く現在の社会を「Society5.0」と位置づけ、サイバー空間とフィジカル空間を融合させた社会の推進を進めていくものとしています。「Society5.0」として新たに来る社会

については、「超スマート社会」（上記基本計画）や「協創社会」（経団連令和2年5月提言）等として位置づけられています。ですが、いずれもデジタル技術の発展による膨大かつ多種多様なデータの収集・分析を利用した新たな社会として捉える方向が示されています。

2 データの「収集」、「伝達・共有」、「分析・処理」

データとは、コンピューター（電子計算機）で処理可能な情報を意味するところ、現代社会においては、IOT（Internet of Things）により生活のあらゆる場面でのデータの「収集」が可能となっております。

また、収集されたデータについては、5Gを含む通信技術やクラウド技術の発達により、どこからでも高速かつ大量に「伝達・共有」することができます。

さらに、ディープ・ラーニング等をはじめとする新たなデータ処理技術やAI等の活用により、データを、人間では実現することが困難なレベルで「分析・処理」することが可能となっております。

そして、技術の発達により可能となった上記のデータの「収集」、「伝達・

共有」及び「分析・処理」を前提に、これにより生み出される新たな価値を利用していくことが、「Society5.0」で想定される新たな社会となります。

3 データの利活用に伴う問題

他方、このような状況により、これまで想定されていなかったような新たな問題も生じています。

(1) データの「収集」

データの「収集」の場面においては、技術の発達により、意図せずに個人の情報が収集されてしまう可能性があり、これをどのように規律していくかが一つの問題になります。

特に、「個人情報」の取り扱いについては、「個人情報保護法」等を中心として、プライバシーの保護を意識することが必須となります。

(2) データの「伝達・共有」

データの「伝達・共有」の場面においては、その「無形性」からデータ自体の「所有権」を觀念し得ないため、データの帰属に関する問題を避けることができません。

この点について、不正競争防止法における「限定提供データ」の創設や、平成30年の著作権法改正など、主に知

的財産法の分野で多くの改正がなされており、それぞれについて適切に対応する必要があります。

また、データの「共有」に関しては、インターネットを介した共有の「場」を提供する「デジタル・プラットフォーム事業者」が出現しています。[GAFA]に関する報道等においても取り上げられているように、独占禁止法との関係についての議論が進んでおり、注意が必要です。

データの「分析・処理」の場面においては、人工知能（AI）が利用される場合、その結果についての責任主体が問題になります。

現在、自動運転をはじめとするAIを用いた様々な商品・サービスが生み出されていますが、AIはその処理過程がブラックボックス化するという特徴があり、利用者に不測の事態が生じた場合の責任原因の検証は困難を極めます。

この点については、自動運転に関する道交法の改正等、各分野の個別法規における対応が進められており、常に最新の議論を確認する必要があります。

4 最後に

「Society5.0」が念頭に置く新たな社会を迎えるに当たり、多種多様な法令等についての見直しが進められており、その動向を確認する必要がある。また、前提として、インターネットをはじめとする新たな技術そのものについての理解も必須だといえます。本号の軸では、「インターネット社会と法」をテーマに、インターネットと法的問題について特集していますので、少しでも皆様のご参考になれば幸いです。

また、弊所では、技術発展に伴う最新の法的動向に対応すべく、日々研鑽を続けています。このような問題につきましてもお気軽にご相談ください。

テレワークなどの新しい働き方と法律問題



弁護士
西村 勇作

1 テレワークの普及

新型コロナウイルスの感染の懸念か

みなし労働時間制が適用される場合、就業規則等であらかじめ定められた所定労働時間の労働がなされたものとみなされます。みなし労働時間制が適用される場合、原則として残業代の支給はありませんが、深夜・休日労働があった場合には割増賃金を支払う必要があります。

事業場外みなし労働時間制のほか、裁量労働制（専門業務型と企画業務型）がありますが、本稿では詳細は割愛させていただきます。

個人情報漏洩事件とその対応



弁護士
河合 順子

個人情報の漏洩・流出については、ニュースが後をたちません。最近の個人情報流出に関する裁判で注目を集めたのは、株式会社ベネッセコーポレーション（以下「ベネッセ」といいます）の個人情報漏洩事件ではないでしょうか。ベネッセは、通信教育事業を目的とする会社で、「進研ゼミ」や「こどもちゃれんじ」等の通信教育が人気で

らテレワークが急速に普及しました。テレワークが可能となった要因としては、パソコンや携帯電話が普及し、クラウドやVPNなどを利用して職場と同じような環境で自宅において仕事ができるようになったことによるところが大きいのではないかと思います。また、Zoomなどを利用して容易にウェブ会議を行えるようになったこともテレワークの普及に一役買っているのではないかと思います。

テレワークは、通勤時間を不要にし、子育てや介護と仕事を両立する手段になるとともに、ワーク・ライフ・バランスに資することができ、多様な人材の能力発揮を可能にするものとして、新型コロナウイルスの感染が終息した後も新しい働き方として定着するのではないかと考えられています。

2 テレワークでも時間外労働は生じるのか

新しい働き方として期待されるテレワークですが、オンとオフの区別が曖昧になりがちで、気付けば長時間労働になっていたという話をよく聞きます。

テレワークで所定労働時間を超える労働を行った場合、残業代を支給する必要がありますでしょうか。テレワークの場合、終始自宅で過ごし、労働者が自由に時間配分をすることができると、時間外労働は生じないようにも思えます。

ですが、2014年6月に同社の顧客情報が社外に漏洩されていることが発覚したというものです。

この件は、顧客からベネッセに対し、「知らないところからダイレクトメールが届く」といった問い合わせが発端になり発覚しました。漏洩されていた情報の中には、クレジットカード情報は含まれていませんでしたが、氏名、性別、続柄、生年月日、住所等が流出しました。調査の結果、業務委託先の従業員が、スマートフォンを充電するようにに装い顧客情報をシステムから抜き取り、約3504万件分の顧客情報を名簿業者に売却したことが判明しました。

本稿では、情報漏洩事件が起きた企業にはどのような責任が生じ、どのような対応が必要であったかを振り返ってみたいと思います。

まず、社会的経済的影響について検討してみましよう。

個人情報が発定された相手以外に流出すること、顧客らが不安を訴えるのは当然なことであり、顧客との信頼関係や社会からの信頼を取り戻すには相当な対応と対策が必要となります。

ベネッセの場合、個人情報漏洩の被害者への補填として各会員に500円の金券を謝罪文とともに送付しました。しかしながら、会員数は大幅に減少し（報道によれば、合計120万人程度に及ぶとのこと）翌年と翌々年の

しかし、テレワークだからといって労働基準法の適用を免れるわけではありませぬ。

テレワークであっても時間外労働は観念できるところであり、事業場外みなし労働時間制が適用される場合等を除いて、時間外労働が生じた場合には使用者は残業代を支給する必要があります。

3 労働時間の管理

それではテレワークの場合、どのようにして労働時間を管理するのでしょうか。

使用者には労働者の労働時間を適正に把握する責務があります。みなし労働時間制が適用される労働者や労働基準法第41条に規定する管理監督者などの労働者を除き、適切に労働時間の管理を行わなければなりません。

テレワークの場合、使用者が自ら現認することにより労働時間を確認したり、タイムカードを利用することが難しいため、客観性のある方法として、パソコンの使用時間の記録等を基礎として労働時間を確認することが望ましいとされていますが、現実にはパソコンの使用時間をもって労働時間を把握することも難しいように思います。客観的な方法で労働時間を管理することが難しい場合には、自己申告制を採用することも可能です。その場合、労働者の申告する労働時間が過少申告になつていないか注意を払う必要があります。

決算においては赤字決算になったことと、さらに、株価を見ても、事件発覚後に1株あたり360円の下落があり、これに当時の発行済み株式数をかければ、約360億円分の損失があったと分析されています。

次に、訴訟・行政対応について見てみましよう。

まず、民事訴訟については、個人情報の漏洩がなされた会員らが各地でベネッセに対し集団訴訟を提起しており、2020年3月25日付の東京高等裁判所の判決では、「（ベネッセは）スマートフォンを用いた個人情報のデータの転送は想定できた」と指摘し、「ベネッセはシンフォーム（委託業者）を適切に監督すべきだったのに放置し、情報漏洩を回避できなかった」点で責任を認め、一人あたり3300円の損害賠償が命じられました。対株主との関係でも、情報漏洩事件の対応に要した費用として260億円の特別損失が計上されたことについて、ベネッセの株主から役員らに対して、株主代表訴訟が提起されました。同請求については請求棄却されておりませんが、訴訟対応や個人情報漏洩事件による引責辞任等、企業全体に大きな影響を及ぼしました。

次に、刑事訴訟ですが、情報漏洩を行った従業員については、不正競争防止法違反の罪で起訴され、地裁の判決では懲役3年6ヶ月罰金300万円の

ます。

なお、テレワークでは、労働者が個人的な用事をするために任意に休憩時間（いわゆる中抜け）を取ることをあると思われれます。フレックスタイム制を採用している会社であれば特に問題はありませんが、始業時刻と終業時刻が定められている一般的な勤務体系を採用している会社の場合、労働者の判断で、休憩時間を取ったことの調整として終業時刻を繰り下げて所定労働時間を変更することは可能ですが、あらかじめその旨を就業規則に規定しておくことが必要です。

4 みなし労働時間制

使用者が具体的な指揮監督を全く行わないテレワークであれば、労働時間を算定することが困難な場合には、事業場外に関するみなし労働時間制が適用されます。

事業場外みなし労働時間制の適用を受けるためには、①情報通信機器が使用者の指示により常時通信可能な状態におくこととされていないことが必要です。携帯電話やメール等により使用者の指示に即応する義務を課している場合には、この要件を満たさないこととなります。また、②随時使用者の具体的な指示に基づいて業務を行っていないことも必要です。テレワークの内容を使用者が随時指示している場合は、労働時間を算定することが困難とはいえません。

判決でしたが、高裁の判決では、ベネッセの情報管理にも問題があったとして懲役2年6ヶ月罰金300万円の判決となりました。

さらに、行政対応では、取得していたプライバシーマークが取り消され、経済産業省への業務改善報告書の提出をする（セキユリティ監視委員会の設置等含む）など、多岐にわたる対応が必要となりました。

以上のように、情報漏洩問題が発生した場合は、顧客の信用を失い、株価が大きく下落するだけでなく、民事、刑事、行政とさまざまな分野で対応策が必要となり、その対応の大変さは想像以上のものであることがわかります。昨今では内部者による情報漏洩問題ではなく、サイバー攻撃による情報の流出問題もあり、企業において、内部・外部からの情報へのアクセスに対して適切な対策を予め講じておく必要があります。コロナ禍でリモートワークが取り入れられ、従業員による情報アクセスが社外から行われることが増えることから、内部的な情報管理をより徹底するとともに、外部からの情報攻撃についても十分な対策を講じることにより、安定した企業価値の維持を図ることが必要です。社内体制構築やコンプライアンス維持についてご質問がございましたらお気軽にお問い合わせください。

インターネット上での誹謗中傷への対応について



弁護士
才木 晴幹

1 はじめに

2020年8月、総務省のプラットフォームサービスに関する検討会が、「インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言」を公表しました。上記検討会では、インターネット、特にSNSをはじめとするプラットフォームサービス上における誹謗中傷に関する問題が深刻化していることを背景に議論が重ねられ、上記緊急提言が取りまとめられました。緊急提言の中では、ユーザーのモラルやICTリテラシー向上のための啓発活動、プラットフォーム事業者による侵害情報の削除等の対応の必要性とともに、被害者自身による迅速かつ確実な被害救済のための方策についても言及されています。

本稿では、インターネット上での誹謗中傷の被害に遭ってしまった場合の対応について概観します。

2 サイト管理者などに対する削除依頼

インターネット上の誹謗中傷の場合、発信者は匿名であるのが通常です。したがって、まずは、発信者以外で侵害情報を削除する立場にある者に對し、プライバシー権をはじめとする人格権や名誉権に基づく差止請求としてインターネット上の情報削除を請求することが考えられます。請求の相手方については様々であり、ネット掲示板であればウェブサイトの管理者、SNSであれば運営会社が考えられますが、ウェブサイトのデータが保存されているサーバーの管理者や検索エンジン事業者も相手方となり得ます。また、相手方が任意に削除に応じない場合は、訴訟を提起することも考えられます。

もつとも、訴訟において削除請求が認められるためには、当該情報に違法性が認められる必要があります。この違法性の判断に当たっては、侵害情報によって害される法益とそれを表現する利益が比較衡量されることとなります。

この点、犯罪を行い実名報道された者が、検索エンジンで自身の名前等を検索した場合に逮捕記事が多数検索結果に表示されることから、検索エンジン事業者に対してプライバシー権に基づき検索結果の削除を求めた事件を紹介いたします。当該事件において、最高裁は、検索エンジン事業者の行為が違法となるか否かは、ある者のプライバシー

インターネット上の誹謗中傷の場合、発信者は匿名であるのが通常です。したがって、まずは、発信者以外で侵害情報を削除する立場にある者に對し、プライバシー権をはじめとする人格権や名誉権に基づく差止請求としてインターネット上の情報削除を請求することが考えられます。請求の相手方については様々であり、ネット掲示板であればウェブサイトの管理者、SNSであれば運営会社が考えられますが、ウェブサイトのデータが保存されているサーバーの管理者や検索エンジン事業者も相手方となり得ます。また、相手方が任意に削除に応じない場合は、訴訟を提起することも考えられます。

もつとも、訴訟において削除請求が認められるためには、当該情報に違法性が認められる必要があります。この違法性の判断に当たっては、侵害情報によって害される法益とそれを表現する利益が比較衡量されることとなります。

この点、犯罪を行い実名報道された者が、検索エンジンで自身の名前等を検索した場合に逮捕記事が多数検索結果に表示されることから、検索エンジン事業者に対してプライバシー権に基づき検索結果の削除を求めた事件を紹介いたします。当該事件において、最高裁は、検索エンジン事業者の行為が違法となるか否かは、ある者のプライバシー

AIと知的財産



弁護士・弁理士
犬飼 一博

1 AI（人工知能）とは？

猫を撮影した写真を見たときに、そこに写っている被写体が「猫」なのかどうか、人間であれば容易に判断することができます。

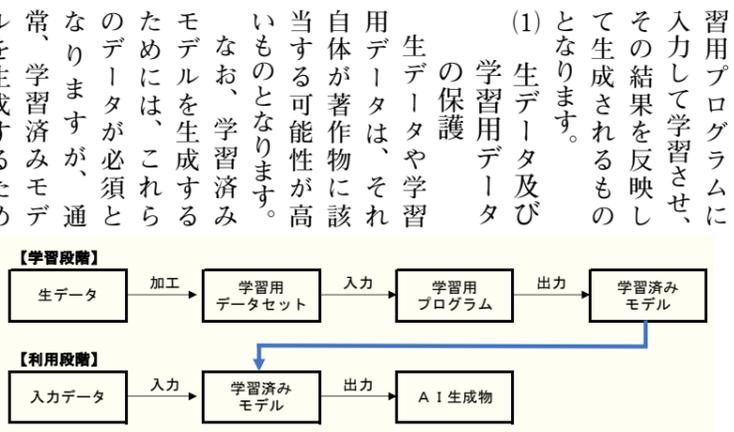
人間は、その写真に写っている情報を自らの経験で培った知能に力入れ、その結果「猫」であると認識するという判断プロセスを経ることになります。この判断プロセスをコンピュータに代替させることに、AIの意義があります。

2 AIと知的財産法による保護
AIを活用した製品やサービスの中心は、「学習済みモデル」の開発となります。学習済みモデルとは、生データを学習用プログラムによる学習に適したデータ内容・形式に加工し（学習用データ）、この学習用データを学

習用プログラムに
入力して学習させ、その結果を反映して生成されるものとなります。

(1) 生データ及び学習用データの保護
生データや学習用データは、それ自体が著作物に該当する可能性が高いものとなります。

なお、学習済みモデルを生成するためのデータ収集は、インターネットを巡り回して情報を収集（クロール）する場合が多いと考えられます。この場合に、データ自体が著作物に該当すると考えた際には、本来は著作権者の許諾を得なければ利用することができません。しかしながら、大量のデータを利用する場合に、個別の許諾を得ることとは現実的ではありません。そこで、平成30年の著作権法改正により、情報解析の用に供する場合には、その必要と認められる限度において、原則いかなる方法でも著作権者の許諾なく利用



シリーに属する事実を公表されない法的利益と当該情報を検索結果として提供する理由に関する具体的な事情を比較衡量し、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合に限り、検索エンジン事業者に対し、当該情報を検索結果から削除するよう請求できる、という規範を示しています（最高裁平成29年1月29日決定）。本件はプライバシー侵害が問題となった事案ですが、プライバシー以外の権利侵害についても同様の枠組みが妥当するものと考えられます。

3 発信者への責任追及

侵害情報の削除ではなく、又はこれと併せて、発信者への責任追及を行うことも考えられます。この場合、まず、侵害情報が掲載されたサイトやサーバーの管理者に対し、プロバイダ責任制限法第4条に基づく発信者情報開示請求を行い、IPアドレス（侵害情報の発信を行った端末に付与された識別情報）と投稿日時（タイムスタンプ）の開示を求めます。サイト管理者等がこれに応じない場合には、裁判所に対し仮処分の申立て等を行います。そして、サイト管理者等からIPアドレス及び投稿日時の開示を受けた後、これを基に発信者が契約しているプロバイダを特定した上、当該プロバイダに対し、発信者情報開示請求を行い、発信者の氏名、住所、メールアドレスなどの発信者を特定できる情報を取得しま

シリーに属する事実を公表されない法的利益と当該情報を検索結果として提供する理由に関する具体的な事情を比較衡量し、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合に限り、検索エンジン事業者に対し、当該情報を検索結果から削除するよう請求できる、という規範を示しています（最高裁平成29年1月29日決定）。本件はプライバシー侵害が問題となった事案ですが、プライバシー以外の権利侵害についても同様の枠組みが妥当するものと考えられます。

また、これらのデータについては、不正競争防止法上の営業秘密として保護の対象とすることがあります。

もつとも、利活用が期待されるデータは、一定の条件下で外部に広く提供することが前提となっていることが多いため、営業秘密に該当するための要件である秘密管理性を満たさないケースが多いと考えられます。

そこで、平成30年の不正競争防止法改正により、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（限定提供データ）については、別途保護の対象となっています。

(2) 学習用プログラム及び学習済みモデルの保護

これらについては、著作権法上の「プログラムの著作物」として保護の対象となり得る可能性があります。また、新規性や進歩性等の要件を充足すれば、特許の対象にもなり得ます。

(3) AI生成物の保護

AI技術の急速な進展により、AIが絵画や小説等を自動的に生み出すということが現実的になっています。本来、絵画や小説は著作権法で保

護されますが、著作権法上の著作物は、人間の思想又は感情を創作的に表現したものであることが要求されています。したがって、人間の創作活動と離れて、AI自身が創作したものであることは、これを著作物と認めることは難しいと考えられます。もつとも、AIの創作と人間の創作活動が両立する場面も想定されますので、AI生成物の生成過程における人間の創作的寄与の有無によって、著作物に該当するかが判断されるだろうと考えられます。

なお、AIが自律的行った発明が特許法上保護の対象となるのか否かについても、同様の議論があり得ます。

3 終わりに

紙幅の都合もありますので、本稿で全てを網羅的にご説明することは難しいですが、AIを活用した製品やサービスの発展は急速なスピードで進んでおり、それに伴う保護の必要性も、今後更に高まるものと考えられます。

なお、平成30年6月に経済産業省が「AIデータの利用に関する契約ガイドライン」を公表しています。こちらは、データの利用等に関する契約やAI技術を利用するソフトウェアの開発・利用に関する契約を締結する際の参考として、契約上の主な課題や論点、契約条項例、条項作成時の考慮要素等が整理されていますので、必要に応じてご参照頂ければと存じます。

ウェブサービスにおける法律問題



弁護士
氏家 真紀子

近年、オンラインゲーム、音楽配信サービス、ネットショッピングなど、インターネットに関連するビジネス、サービスがあふれています。今回はその中でも、身近なサービスに関する法律問題について、いくつか取り上げてみたいと思います。

1 オンラインゲーム等の課金について

Q…オンラインゲームやスマートフォン用のゲームアプリ等において、ゲームの利用者が、ゲーム内のみで使用できるゲーム内通貨を購入し、それをゲーム内でのアイテムの購入等に使用することがよく行われていますが、これは何らかの法規制を受けるのでしょうか。

ゲーム内通貨は、資金決済法上の「前払式支払手段」に該当するケースが多く、これに該当する場合は、同法の規制の対象となります。

「前払式支払手段」の代表的なもの

は、パートの商品券や、プリペイドカードなどですが、ゲーム内通貨も、お金を払って購入し、後日ゲーム内でアイテム（物品）の購入等に使用できるという意味で、商品券類の性質を有します。このため、利用者保護等を目的として、資金決済法で規制がされているのです。

では、ゲーム内通貨が「前払式支払手段」に該当する場合、どのような規制が課されるのでしょうか。

まず、発行を開始する際は、事業者の名称や苦情相談窓口、利用上の必要な注意その他の事項を利用者に提供しなければなりません。また、発行を開始して以後、その未使用残高が基準日（毎年3月末及び9月末）において基準額（1000万円）を超えることになったときは、最初に基準額を超えたときに、内閣総理大臣への届出が必要で、さらに、基準日に未使用残高が上記基準額を超えるときは、その未使用残高の2分の1の額以上の額に相当する発行保証金を、最寄りの供託所に供託しなければなりません。各種規制が課されています。

なお、この通貨がそのゲームの事業者以外の事業者が提供するゲームでも利用できる場合には、事前の登録が必要など、別途の規制が課されることとなります。また、ゲーム内通貨でも、例えば発行の日から有効

期限が6ヶ月以内のものは規制の対象から除外するなど、例外規定も設けられています。

2 ネットショッピングの返品について

Q…訪問販売などについては、いわゆるクーリング・オフ制度がありますが、ネットショッピング（通信販売）には、いわゆるクーリング・オフ制度はなく、事業者が返品可否や条件等を自由に定めることが可能です。

ただし、特定商取引法においては、申込の撤回や売買契約の解除に関する事項を、広告画面及び申込画面に、利用者が容易に認識できるように表示することが求められており、この表示を行っていない場合には、商品の引渡し又は特定権利の移転を受けた日から起算して8日を経過するまでの間は、契約の解除等が可能とされています。

3 ネットオークションについて

Q…ネットオークションで落札した商品について、サイトの写真では確認できない部分に傷があった場合、出品者「ノークレーム・

ノーリターン」でお願いします」との表示をしていたときは、出品者に何らかの請求をすることはできないのでしょうか。

ネットオークションで商品を落札した場合、通常は、出品者と落札者との間で売買契約が成立することになります。このため、出品者は売主として、落札者は買主として、それぞれ売買契約上の義務を負うこととなります。

ここで、「ノークレーム・ノーリターン」の記載は、売主としての売買契約上の責任である、契約不適合責任を免除する特約に当たると解釈されており、当事者間でのこのような特約は、原則として有効と考えられます。

もつとも、売主が知りながら告げなかつた事実等については、この免責特約は効力が及ばないとされています。したがって、例えば出品者が出品情報から分からないキズ等があることを知りながら、これを隠して出品し、落札者と取引をした場合は、「ノークレーム・ノーリターン」の記載をしていても、契約不適合責任を免れることはできず、落札者において、契約解除や損害賠償請求をすることができません。また、出品者が事業者である場合は、このような免責特約は消費者契約法に反し無効であると解されます。

サイバー犯罪をめぐる法律上の責任



弁護士
松久 僚成

1 サイバー犯罪とは

2020年は新型コロナウイルスの影響により、インターネットを通じて授業を行う学校もありました。社内の会議や取引先との打合せをウェブ会議により行っている企業も、飛躍的に増えたと思います。

このように、コンピュータやインターネットは日々進化するとともに、私たちの生活になくてはならないものとなりました。ただ、便利なものは、得てして、悪用すればその影響は非常に大きなものとなります。皆さまも一度は、「サイバー犯罪」という言葉を耳にしたことがあるのではないのでしょうか。

我が国において、「サイバー犯罪」の法的な定義はありませんが、一般的には、「サイバー犯罪」とは、インターネット等を利用した犯罪やコンピュータを対象とした犯罪など、情報技術を利用した犯罪を指すものとされています。

そして、「サイバー犯罪」は大きく分けて、(1)コンピュータまたは電磁的記録を対象とした犯罪、(2)コンピュータやネットワークを利用して行う犯罪、(3)不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）に違反する犯罪の3つの類型に分類されます。

2 サイバー犯罪と刑事的責任

(1) コンピュータまたは電磁的記録を対象とした犯罪

この類型の犯罪については、刑法に規定が設けられており、電子計算機使用詐欺罪（刑法246条の2）や電子計算機損壊等業務妨害罪（刑法234条の2）などが該当します。

電子計算機使用詐欺罪は、銀行のオンライン端末を不正に操作し、他人の口座から自分の口座に送金することなど、コンピュータに虚偽の情報または不正の指令を与えて、財産上不法の利益を得る犯罪です。他人名義のクレジットカードを無断で使用してウェブサイトで商品を購入することも、当該クレジットカードについて正当な使用権限がないのにこれがあるかのように虚偽の情報を与えて財産上の利益を得たこととなりますので、上記の罪が成立する可能性があります。

電子計算機損壊等業務妨害罪の例としては、他人のホームページを勝手に書き換えることや、コンピュー

タウイルスや大量のメールを送信してサイバーに障害を引き起こす行為などが挙げられます。

(2) コンピュータやネットワークを利用して行う犯罪

この類型の犯罪は、スマートフォンの普及やSNS利用者の増加により、近年ニュースでも取り上げられる機会が増えたように思います。

SNSにおいて、個人に対する誹謗中傷行為を行うことは、名誉棄損罪（刑法230条）を構成する可能性があります。

また、一時期、「AirDrop（エアドロップ）」という、近くにあるiPhone等の端末に対しデータを共有することができるアプリケーションを利用して、見ず知らずの人にわいせつな画像を送りつける行為が報道されました。このような行為は、わいせつ物頒布罪（刑法175条1項）に該当する可能性があります。

(3) 不正アクセス禁止法に違反する犯罪

不正アクセス禁止法は、他人のIDやパスワードを不正に取得したり入力要求したりする行為や、他人のID等を無断で入力して他人のコンピュータに侵入する行為などを禁止しています。行為の内容によっては、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金が課されるなど、決して軽微とはいえない犯罪行為です。

3 サイバー犯罪と民事的責任

上記の行為によつて、損害を被つた場合には、不法行為に基づく損害賠償請求を行うことが考えられます（民法709条）。損害としては、(1)の電子計算機使用詐欺罪のケースであれば、流出してしまった預金相当額や、決済された金額が考えられます。また、(2)のケースでは、名誉を棄損されたことによつて精神的損害を受けたとして、慰謝料の請求をすることなどが考えられます。

なお、SNSでは匿名性が高いことにより、そもそも誰が名誉棄損等の表現行為を行っているか、明らかでない事案が圧倒的に多いのが実情です。そのため、被害者が加害者に対して損害賠償請求を行うにあたっては、まず発信者情報の開示請求をプロバイダに対して行い、加害者を特定する必要があります。

私自身も、これまで何度か、発信者情報開示請求を行いました。スマートフォン上の普及により、インターネットは大変便利で、身近なものとなりましたが、不用意な言動で誰かを傷つけてしまうことに、私自身も注意したいと思います。



弁護士
中世古裕之

令和2年2月3日に、民事裁判においてインターネットとウェブカメラを使った「ウェブ会議による争点整理」が、東京や大阪など全国の9地高裁で導入されました。その後、各地の地裁でも順次開始しています。これは、民事訴訟のIT化の一環として、法改正を待たずに民事訴訟の争点整理についてのウェブ会議を先行させたものです。システム的にはマイクロソフト社の「Teams」を使用しており、また訴訟代理人がついている事件に限定されています。

現在の民事訴訟法は古い法律です。過去、何度かの改正はあったものの、手続の原則は書面主義、出頭主義がとられています。紙の訴状や答弁書、準備書面等を提出し、裁判期日に実際に裁判所に出頭しなければ期日が進行できない、というものです。この点、アメリカ、シンガポール、韓国などでは、民事裁判のIT化、Web化がかな

り進んでおり、オンラインによる申立や書面の提出等が可能となっています。他方で、日本はかなり遅れた状態であり、1990年代から裁判のIT化に向けた検討が政府内で何度か進められたものの、なかなか実現には至っていませんでした。

そこで、平成29年10月30日に内閣官房により「裁判手続等のIT化検討会」(有識者会議)が立ち上げられ、同検討会で数度の議論を経て平成30年3月30日に「裁判手続等のIT化に向けたとりまとめ」が発表されました。

ここでは、現行の民事裁判制度の検討課題が指摘されたうえで、民事裁判のIT化については①e提出、②e事件管理、③e法廷という3つの内容に分類されました。

e提出とは、主張・証拠をオンライン提出に一本化、手数料の電子納付・電子決済、訴訟記録を電子記録に一本化等とされています。つまり、訴状や答弁書、準備書面等の各種の裁判書類を郵送または持参ではなくて、オンラインによって365日24時間提出が可能にするということ。e事件管理とは、主張・証拠への随時オンラインアクセス、裁判期日をオンラインで調整、本人・代理人が期日の進捗・進行計画を確認等とされています。

これは、事件記録や事件情報について、当事者や代理人がいつでもオンラインでアクセスできるようになるということ。e法廷とは、ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大、口頭弁論期日の見直し、争点整理段階におけるITツールの活用等とされています。当事者が裁判所に行かなくてもオンライン上で裁判の進行が可能になるということです。

具体的には、現在の民事裁判では、①訴え提起・訴状を裁判所の窓口を持参又は郵送する方法しか認められていない、②裁判中の争点整理(口頭弁論)・電話会議は認められるものの、いずれか一方の当事者は裁判所に出頭する必要がある、③証人尋問・原則として証人が裁判所に出頭して尋問を行う必要がある、④判決・裁判官が判決書(書面)を作成して署名押印のうえ原告被告に送達する必要がある、⑤訴訟記録の閲覧・裁判所において紙の訴訟記録を閲覧することとなる、等の課題があります。それらについて、民事裁判のIT化を進めることにより、①オンラインでの訴え提起を認める、②ウェブ会議による当事者双方が不出頭でも争点整理(口頭弁論)を行う、③ウェブ会議を利用した証人尋問を認める、④判決は電子的に作成して、事件

管理システムにアップロードする、⑤訴訟記録の閲覧は事件管理システムを用いてアクセスできるようにする等が考えられています。そして、今後の民事裁判のIT化の進行プロセスを、フェーズ1、フェーズ2、フェーズ3との3段階に分けて検討していくということが取りまとめられています。

現在は、フェーズ1の段階であり、法改正を伴わない現行法のもとで、冒頭にも述べたとおりのウェブ会議を使った争点整理、進行協議を行うという段階です。次のフェーズ2の段階では、法改正を行ったうえで弁論期日・争点整理等の運用を行うとされており、2022年ごろからの開始を目標としています。フェーズ3は事件管理システムの整備を前提とした、オンラインでの申立て等の運用の段階とされておりますが、まだ、具体的な開始目標は定められていない状況です。ある意味、今までIT化から最も縁遠いところにあつたともいえる裁判ですが、今後、IT化を含めて新しい制度が多数導入されてくるものと思います。弊所でも、現在、所内で裁判のIT化に対応するための内部チームを設置し、随時対応を進めています。

インターネット社会と税務



日本経営ウィル税理士法人 税理士 座間昭男

税理士
に
聴く

1. はじめに

私は、税理士登録をして約30年になります。私が代表を務める税理士法人は、年号が昭和の時代より、業界でいち早くコンピューター会計に取り組んでいました。しかし、私が勤務した当時は、申告書類を手作業で作成することも多くありました。また、足りない書類があれば、税務署まで直接もらいに行くこともあり、納付書などは税務署や自治体に郵送請求をしていました。

今では、インターネットでいくらでも必要な書類や納付書を手に入れることができます。同時に、条文や税法に関する取扱い、手引きなど様々な情報が溢れ、検索をかけてもなかなか着地点を見つけれないことも私には珍しくないことです。パソコンとインターネットが税務行政にもたらした変化は、大きなものがあります。

2. 税務行政の将来像

経済社会の急激な変化に税務行政が対応できるように、平成29年6月に、中長期的に国税庁が向かうべき将来像をまとめた「税務行政の将来像」が公表されています。この将来像は、概ね10年後のイメージを示したもので、「ICTの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を柱として、「スマート税務行政」に進化していくことを示しています。令和元年6月には、将来像の公表から2年が経過したことを踏まえ、実現又は具現化した課題なども紹介しています。主に、税務手続のデジタル化、AI活用の税務相談の効率化・高度化、税務署窓口のスマート化などです。e-Taxの使い勝手の改善等による申告・納付のデジタル化により、納税者の利便性向上とともにデータ基盤の充実を図り、AIの技術等を取り入れ、段階的に取り組んでいることが読み取れます。

3. 「将来像」に見る税務申告のデジタル化(電子申告の普及促進)の一部紹介

(1) 大法人の電子申告(平成30年税制改正)

大法人の電子申告(e-Tax)の義務化(令和2年4月1日以後開始事業年度から)が制度化されました。中小企業は税理士が経理書類をもとに申告書を作成し、電子申告するケースが多いのですが、大企業は独自の経理・会計システムを構築しているため改正前は電子申告を使用しないケースが目立っていました。

(2) 年末調整の簡便化

令和2年10月から生命保険料控除証明書などの電子データを利用し、年末調整での手続きを簡

便化するために、国税庁が「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」を無償提供しています。年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みを整備しようとしています。

(3) 電子帳簿の普及促進(文書保存の負担軽減)

近年は契約書をはじめ請求書や領収書などの取引書類の作成や授受方法を、書面からデータに切り替える検討をしている企業が多くなっています。文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務づけられている帳簿(仕訳帳、総勘定元帳など)・書類(決算関係書類、請求書、領収書など)は、一定の要件の下でプリントアウトせずに、パソコンで作成した電子データのまま保存・送付することが可能となります。ただし、この制度(電子帳簿保存法)の適用を受けるには税務署長の事前承認が必要です。

令和5年10月より開始となる「インボイス制度」により、請求書等の電子化が浸透することが予想できます。

(4) スマートフォン・タブレットによる電子申告(個人)

令和2年1月(令和元年分所得税)以降、スマートフォンからより便利にe-Taxを利用できるようになりました。スマートフォンが利用可能な手続きが順次拡大されています。

4. おわりに

「Withコロナ」時代には、書面の取引や押印行為が在宅勤務の阻害要因となります。確定申告書への押印省略も検討されているところ。ペーパーレス新常態の社会がそこまで来ています。業務処理や働き方の改善には、「税務行政の将来像」にある税務手続のデジタル化が必要です。さらにこの流れを加速していくことが重要と感じており、デジタル化・オンライン化の流れをリードできるよう、日々アップデートに努めたいと思っています。

今では、当たり前のe-Taxも、導入当初(約15年前)は普及させるために5,000円の税額控除があつたことに社会の変化を感じます。

日本経営グループ 日本経営ウィル税理士法人

TEL 06-6868-1069 (担当:座間)

事業承継、信託、組織再編税制、国際税務、
企業再生、不動産活用、M&A、IPO支援 など

独占禁止法コンプライアンスと弁護士を活かし方



弁護士
越知 覚子

2 研修 (Kensyu) 等による未然防止

① マニユアル作成・研修の実施

多くの企業は、独占禁止法を含めたコンプライアンス・マニユアルを策定し、社内でのコンプライアンス研修において独占禁止法の説明をされています。しかし、それだけでは、残念ながら独占禁止法違反の未然防止効果はあまり望めません。

ポイントは、当該マニユアルや社内研修の内容を、従業員にとって、独占禁止法違反行為を回避するための知識を効果的・効率的に習得させる、実践的な内容にする点にあります。実践的な内容にするためには、独占禁止法に関する一般的な記載にとどまらず、過去の違反事例、特に自社と同種の業態における違反事例や公正取引委員会が公表するガイドライン・相談事例等を例示として示し、どのような行為が独占禁止法により禁止されているか、どのように対処すべきかを具体的に解説するなどの工夫が必要です。そのため、マニユアル作成や社内研修の実施においては、独占禁止法違反行為への対応について経験のある弁護士を活用していただくことが有用です。

② 法務相談体制の整備

法務相談は、独占禁止法違反行為を未然に防止するだけでなく、独占禁止法違反を懸念して営業活動が過度に萎縮することを防ぐ効果もあります。

営業担当部門が法務担当部門に適切に相談する体制を構築するとともに、必要に応じて、顧問弁護士

前号の轍でもご紹介しましたが、令和元年6月19日に改正独占禁止法が成立し、令和2年12月25日に施行されました。

近年、独占禁止法に関連する報道が増えてきていますが、大半は独占禁止法違反に関する立入検査などの「事件」に関するものであり、皆様にとっては何処か「遠いお話」のように感じられているかもしれません。

しかしながら、独占禁止法は全ての事業者を対象としており、違反が認められると排除措置命令・課徴金納付命令といった行政処分のほか、指名停止や違約金などの制裁や風評リスク、場合によってはその時検討していたビジネススキームそのものが頓挫するなど、大きな不利益が発生します。

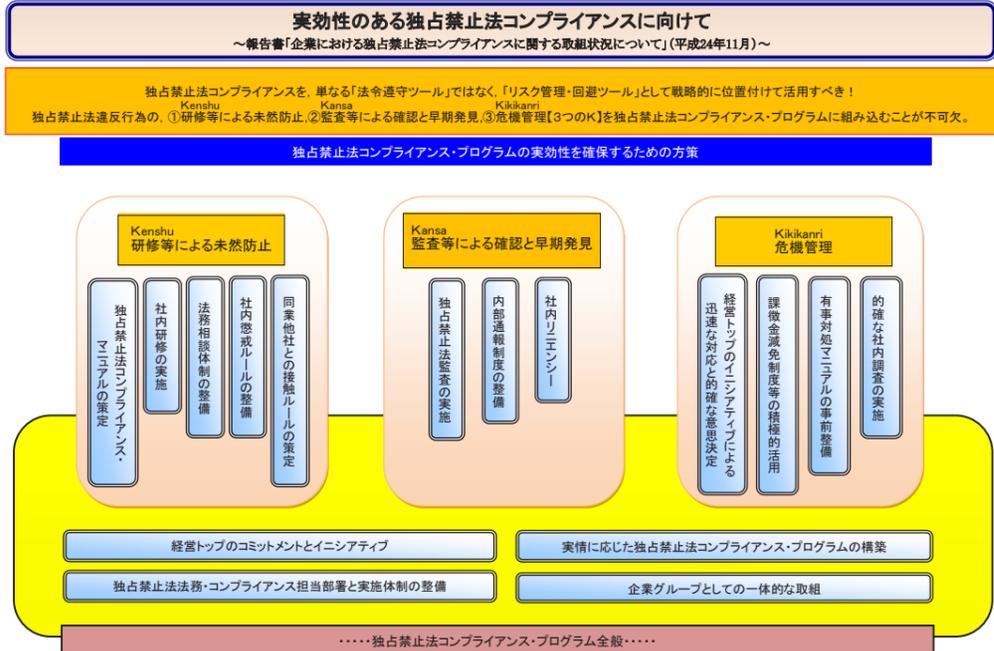
そこで、今回は、このような事態を防ぐための独占禁止法コンプライアンスの内容と、これにおける弁護士活かし方を紹介いたします。なお、これらの内容は下請法や景品表示法にも共通します。

1 求められるコンプライアンス体制

独占禁止法コンプライアンスの取組みとしては、マニユアルの作成や研修の実施があります。

これについて、公正取引委員会は、少し古くなりますが平成24年11月に「企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」と題する報告書を公表しています。

当該報告書によれば、実効性のある独占禁止法コンプライアンスを実現するためには、「①研修 (Kenshu) 等による未然防止、②監査 (Kansa) 等による確認と早期発見、③危機管理 (Kikikanri) の【3つのK】」が不可欠とされています。



出所：公正取引委員会HPより

4 危機管理 (Kikikanri)

「研修等による未然防止」と「監査等による確認と早期発見」は、いわば平時の対応ですが、危機管理は独占禁止法違反が顕在化した場合にどのように対応するのか、すなわち有事の際にどのように対応するかの問題です。

予め、「有事対応マニユアル」を整備し、有事の際の情報収集方法や経営トップへの報告手順等を定め、経営トップによる意思決定を可能とする体制を整えておく必要があります。加えて、課徴金減免制度の利用の可否の判断や実際の申告については、専門的な判断と迅速な対応が必要となりますので、速やかに弁護士等の専門家に連絡する体制を整えておくことが肝要です。

5 まとめ

このように、独占禁止法コンプライアンスとしては、「平時の対応」として①研修等による未然防止②監査等による確認と早期発見、「有事の対応」として③危機管理が重要となります。

有事の際に弁護士を活用される企業は多いと思われませんが、むしろ、平時において弁護士を有効活用していただくことが、より実効性のある独占禁止法コンプライアンス体制の構築につながります。

当事務所では、企業法務や独占禁止法を得意とする弁護士を中心とした独占禁止法チームで対応させていただきますので、迅速かつ専門性の高いリーガルサービスをご提供することができます。独占禁止法コンプライアンスを、単なる「法令遵守ツール」ではなく、「ビジネスを促進するためのツール」として活用していただくためにも、有事が起きた際にご相談いただくのみならず、平時の際に継続的にご相談いただき、法務的なリスクを分析した上でのビジネス戦略を立てるお手伝いをさせていただければと存じます。

等の専門家へも相談する体制を整備することが必要です。特に、新規事業を展開する場合などは、弁護士に相談し、新規事業分野における法令等の確認に加え、新規事業分野で起こりうる独占禁止法違反行為の有無やそれに対する未然防止策等を検討されることが重要です。

③ 社内懲罰ルールの策定

独占禁止法違反行為の未然防止・抑止を目的として、社内懲戒ルールを定め、独占禁止法違反行為が懲戒の対象になるということを周知することが必要です。また、万が一処分しなければならぬ事態が生じた場合には、ルールに従い公表することも抑止力の観点からは重要です。

④ 同業他社接触ルールの策定

営業担当者による同業他社との接触は、カルテルや談合につながるリスクが高く、万が一公正取引委員会の立入検査を受けた場合には、企業が被る不利益(調査への対応、風評リスク等)は甚大です。

どのような行動が独占禁止法違反行為となるのか、また、逆に、どのような行為であれば許容されるのかといった具体的な行動規範については、やはり過去の違反事例において違反行為と認定された行為を分析する必要があります。そこで、コンプライアンス・マニユアル同様に、経験ある弁護士を活用していただくことが有用です。

3 監査 (Kansa) による確認と早期発見

① 独占禁止法監査の実施

独占禁止法違反に限らず、法令違反行為は早期に見出すことで、早期是正が可能となり、結果として企業にとっての不利益が最小限に抑えられます。

しかしながら、通常の内部監査・業務監査において、独占禁止法違反を発見することは困難である場合が多く、結果として独占禁止法違反を看過してしまう場合が見られ

ます。

例えば、新規上場や企業買収を検討する場合は、業態によつては一般的な法務監査のみならず、独占禁止法に重点をおいた監査が肝要であり、万が一独占禁止法違反行為やその疑いがある行為が発見された場合は、それについてどのように対処するのかを早期に判断し実行に移すことが重要となります。この場合の監査は、やはり独占禁止法を専門とする弁護士が適任であると考えます。

また、下請法の場合、下請取引は仕入先等との日常的な取引が対象であり、業務監査で下請法違反が疑われる取引が発見されたとしても、当該個別事案への対応に終始してしまい、抜本的な対応が取られないケースがあります。しかしながら、日常的な業務であるからこそ、1つの違反行為が発見された場合には、同種の違反行為が複数存在すると考えるべきであり、業務全般を対象に下請法に特化した法務監査の実施を検討すべきと言えます。

さらに、景品表示法の場合、クーポンなどの景品の提供やホームページの記載・メニューなどの表示は、一旦実施・公表されると前例踏襲となつてしまい、法的観点からのチェックが甘くなつてしまう傾向にあります。そのため、実施・公表する前に弁護士のリーガルチェックを受けるとともに、定期的に景品表示法に特化した法務監査も必要です。

② 内部通報制度の整備・社内リネンシーの実施

内部通報制度や社内リネンシーの実施も違反行為の早期発見が期待できます。

内部通報制度は導入済みの企業も多いですが、「利用される」制度とするための工夫が必要です。また、社内リネンシーについては、従業員から申告された内容の真偽を確認し、当該内容を端緒に法務監査等を実施する場合も少なくありません。そのため、弁護士等の専門家の協力を得ながら実施する企業が多いと思われれます。

「esports」の現状と ゲームの著作権



弁護士
弓削 雄翼

1 はじめに

ファミリーコンピュータ、ゲームボーイ、スーパーファミコン、プレイステーション(1~5)、NINTENDO 64、ゲームキューブなど、皆様の中には、これらの名前を見るだけで、当時の懐かしい情景が浮かんでくるという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

子どもから大人までが楽しめる遊び道具として愛されてきたゲームですが、昨今では、単なる遊びという枠を超えて、一種のスポーツ(「eスポーツ」。正式には「esports」と表記します。)として認識されるようになってきました。

本日は、このようなeスポーツに関する著作権法の問題をご紹介します。

2 「eスポーツ」とは

「eスポーツ(esports)」とは、「『エレクトロニック・スポーツ』の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称」と定義されています。

1990年代後半頃から、海外を中心に賞金のかかった大規模なゲームイベントが実施されるようになり、2000年頃から、これらのイベント等が「eスポーツ」と呼ばれるようになったとされています。そして現在では、プロチームやプロリーグが世界中に多数存在し、海外では賞金額合計約36億円の大会が開催されるなど、その規模はかつてとは比べ物にならないものとなっています。

また、eスポーツ大会が開催される場合、一般的には、会場のスクリーンにゲーム対戦の様子等が投影され、これにより会場を訪れた観客がゲーム対戦の内容を観戦することができます。また、大会の様子等が、インターネット上で配信される場合も多く、

かかる配信がなされれば日本中又は世界中の人々が大会の様子を観戦することができるようになります。

3 ゲームの著作権

(1) ゲームの著作物性

著作権とは、著作物を創作した作者者に与えられる、当該著作物を保護するための権利です。そして、作り出された作品が著作物と認められるためには、当該作品に作者の個性が表現されている(創作性といえます。)必要があります。著作物には様々な種類がありますが、著作権法には、言語の著作物、音楽の著作物、美術の著作物等の一部の種類の著作物が例示され、それぞれの種類に応じて適切な保護の仕方を規定しています。

一般的に、ゲームは、固有のストーリーが描かれ、その内容等を映像として映し出すとともに、当該映像に合わせて独創的な音楽が挿入されることとなります。また、当該ゲームの操作や進行等の具体的な内容はプログラム化されており、中には当該ゲームに固有のプログラム手法によって、ゲームの内容が実現されている場合もあります。

そのため、ゲームは、映画の著作物、音楽の著作物、プログラムの著作物等、様々な著作物により複合的に創作された著作物であるということが出来ます。

(2) eスポーツ等のゲームイベントの開催

著作権者は、その著作物を公に上映する権利(「上映権」といいます。)を有しています。つまり、ユーザーが、著作物であるゲームの映像等を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的に、ディスプレイ等を用いてゲーム映像を表示させる場合には、著作権者の許諾が必要となります。

上述のとおり、これらのゲームイベントが実施される場合、会場のスクリーン等にゲーム映像を映し出

し、会場を訪れた不特定多数の観客によって当該ゲーム映像が鑑賞されることとなります。したがって、大会運営者が、かかるゲームイベントを開催する場合には、ゲームの著作権者から、当該ゲーム映像の上映に関して許諾を受ける必要があるということになります。

また、著作権者は、その著作物について、公衆送信及び送信可能化を行う権利を有しています(「公衆送信権」「送信可能化権」といいます。)。つまり、ユーザーが、著作物であるゲームの映像等を、インターネット上にアップロードし(送信可能化)、公衆によって直接受信されることを目的として、当該ゲーム映像等をインターネット上で配信する(公衆送信)場合には、著作権者の許諾が必要となります。したがって、ゲームイベントに際して、当該ゲームの映像等をインターネット上で配信する場合には、かかる配信行為等について、著作権者の許諾を受けなければなりません。

(3) 現在の制度設計

ゲームの著作権に関しては、JASRACのような著作権管理団体が存在しておらず、個々のゲーム製作会社等において、各ゲームに関する著作権を保有管理しています。そのため、大会運営者は、ゲームイベントを開催する度に、個々のゲームの著作権者に対して、必要な許諾を得なければならず、これらの協議や交渉に多くの労力を割かなければなりません。また、著作権者がどのような条件で許諾するかは、当該著作権者の意向次第となるため、ゲームイベントの規模や開催内容が著作権者の意向によって左右される可能性もあるという状況にあります。

以上のとおり、日本では依然としてeスポーツの制度設計が確立しておらず、これらの事情が日本におけるeスポーツの推進の障害になっていると言われています。

そのため、現在、大会運営に関するガイドラインの策定・修正やeスポーツに関する著作権管理団体の設立など、様々な制度の確立が検討されています。

4 ゲーム実況動画との関係

現在、YouTube等の動画配信サービスにおいて、ゲームのプレイ映像や当該プレイ映像に合わせて、当該プレイの実況や音楽を加える等の編集・加工を施した動画が多数アップロードされています。また、これらの動画配信についても、上述と同様、ゲームの映像をオンライン上で配信する行為に該当しますので、著作権者の許諾なしにこれらの行為を行え

ば、当該著作権者の公衆送信権、送信可能化権等の権利を侵害することとなります。

もっとも、これらの動画は、著作権者の許諾なく配信されているものがほとんどです。そのため、法的には、これらの動画配信行為は、当該ゲームの著作権を侵害する行為に該当することになります。

しかしながら、現在では、ゲームの著作権者によって、当該動画配信が黙認されるというケースが多く存在します。つまり、仮に当該動画が配信されたとしても、視聴者が当該動画を視聴することによって購入意欲が惹起され、当該動画がゲームの広告宣伝の役割を果たすことになることから、ゲーム著作権者としては、あえて当該動画配信行為を黙認することにもメリットが存在するというわけではなく(特に、ゲームストーリーが重視されず、主にプレイヤースキルが重視されるタイトルの動画配信については、黙認される場合が多いようです。)

昨今では、任天堂が、ネットワークサービスにおける著作物の利用に関するガイドラインを策定し、これらのガイドラインを遵守する限り、著作権侵害の主張は行わない旨を公言するなどが話題になっています。このガイドラインにおいては、ゲーム映像等を利用する場合、利用者のコメントが含まれているなど創作性のある動画等を投稿することが期待されており、他方で、ゲーム映像等をそのまま転載して配信するような場合(利用者の創意工夫が見られない場合)には、当該動画を削除する可能性があることが明記されています。

このように、ゲーム会社等の著作権者は、ユーザーが一定の節度を持って著作物を使用する限り、動画配信行為を認める傾向にあるといえます。

5 おわりに

第一線のeスポーツ選手として活躍するためには、日々のほとんどの時間を練習に費やし、常に操作の感覚を磨き続けておかなければならないようです。また、年齢と共に反射神経も衰えてくることから、意外と選手生命は短く、並大抵の努力では、長年に亘り活躍することは難しいようです。まさに、eスポーツは、「ゲームであっても、遊びではない」といえるでしょう。

任天堂やソニーといった、世界的なゲーム企業を輩出するゲーム大国である日本が、eスポーツの分野においてどこまで躍進することができるのか、非常に楽しみなところではあります。

令和2年10月の均衡待遇(いわゆる同一労働同一賃金)に関する最高裁判決について



弁護士 日下部 太一

1 最高裁判決の概要

令和2年10月13日と同月15日、最高裁判所は、旧労働契約法第20条(現行法での短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(「パートタイム労働法」といいます。))第8条に関する判決を立て続けに5つ下しました(以下、これらの判決を併せて「令和2年10月判決」と言います。)。判決の概要は以下のとおりです。

- (1) 大阪医科薬科大学事件(最高裁判所第三小法廷令和2年10月13日判決・令和元年(受)1055、1056号)

非正規労働者に賞与及び私傷病休暇中の給与を支給しないという労働条件の差が不合理ではないと判断をしました。ただし、高等裁判所が不合理な差であると判断した5日の夏季特別有給休暇を付与しないことについては高等裁判所の判断を引継ぎ、有給休暇の日数分の給与に相当する金額の支払いを命じました。

- (2) メトロコマース事件(最高裁判所第三小法廷令和2年10月13日判決・令和元年(受)1190、1191号)

非正規労働者に退職金を支給しないという労働条件の差が不合理でないと判断をしました。ただし、高等裁判所が不合理な差であると判断した住宅手当の不支給、永続勤務に対する褒章の不支給、早出に対する残業手当の不支給については高等裁判所の判断を引継ぎ、これらの不支給額に相当する金額の支払いを命じました。

- (3) 日本郵便(佐賀)事件(最高裁判所第一小法廷令和2年10月15日判決・平成30年(受)1519号)

非正規労働者に夏季と冬季に3日の有給休暇を付与しないという労働条件の差につき不合理であるとした高等裁判所の判断を維持しました。

- (4) 日本郵政(非正規格差)事件(最高裁判所第一小法廷令和2年10月15日判決・令和元年(受)794、795号)

非正規労働者に年末年始勤務手当、年始期間の勤務に対する祝日給及び扶養手当(家族手当)を付与しないという労働条件の差について不合理で

あると判断し、大阪高等裁判所に審理を差し戻しました。

- (5) 日本郵政(新東京局)事件(最高裁判所第一小法廷令和2年10月15日判決・令和元年(受)777、778号)

非正規労働者に年末年始勤務手当、私傷病休暇中の給与及び扶養手当(家族手当)、夏季と冬季に3日の有給休暇を付与しないという労働条件の差について、不合理であるとの高等裁判所の判断を維持し、夏季と冬季の有給休暇を付与しないことについての損害額を審理するために、東京高等裁判所に審理を差し戻しました。

2 解説

- (1) 均衡待遇の基礎知識と注意点

旧労働契約法第20条は労働契約の期間について定めのある労働者(非正規労働者)の労働条件について、職務の内容、職務の内容と配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、期間の定めのない労働者(正規労働者)との間で不合理な差を設けることを禁止しており、これを「均衡待遇」と言います。なお、同概念は、同一労働同一賃金と表現される場合もありますが、同条は、職務の内容が異なっても不合理な差を設けることを禁止している一方で、職務の内容が同一であっても、その他の事情により差を設けることも許容していることから、同一労働同一賃金との文言からイメージしがちな「同じ労働をしている人には同じ労働条件にしなければならない、逆に違う労働であれば労働条件が違ってよい」というものではありませんので、同一労働同一賃金という言葉を使用するのは若干ミスリーディングということになります。単純に「非正規と正規の労働者の労働条件に不合理な差を設けてはならない」と理解していただければと思います。また、既に施行されたパートタイム労働法により、非正規と正規の労働条件の差について労働者から求めがあった場合には、その差の理由を説明する等の対応が求められることとなりますが、これについては、中小企業については令和3年4月より適用されます。なお、大企業については令和2年4月1日より、中小企業

は令和3年4月施行より同一労働同一賃金が施行されるとの説明がされることがありますが、中小企業については平成25年4月1日より既に旧労働契約法第20条の適用がありますので(パートタイム労働法附則11条参照)、この説明は誤りで、均衡待遇は6年以上前より日本のすべての会社に適用されていますのでご注意ください。

- (2) どのような場合に不合理な労働条件の差となるのかに関する判断枠組み

平成30年6月1日に最高裁が旧労働契約法第20条に関し初めて判断を行ったハマキョウレックス事件(最高裁判所第一小法廷平成30年6月1日判決・労働判例1179号20頁)及び長澤運輸事件(最高裁判所第二小法廷平成30年6月1日判決・労働判例1179号34頁)は、旧労働契約法第20条における不合理な労働条件の差にあたるか否かについて、全ての労働条件を総合して検討するのではなく、各労働条件の違いについて個別に検討し、各労働条件の違いが設けられた趣旨や目的などを斟酌した上で、職務の内容、職務の内容と配置の変更の範囲その他の事情といった考慮要素をもって判断しました。令和2年10月判決も同様の判断枠組みを踏襲しており、ハマキョウレックス事件及び長澤運輸事件の流れを組んだ判決といえます。

- (3) 有為人材確保論と同種労働正規社員少数派論

住宅手当等の不支給は不合理な差であると判断したハマキョウレックス事件では、高等裁判所が、「福利厚生を手厚くすることによって、有能な人材の獲得・定着を図るという目的自体は」「経営ないし人事労務上の判断として相応の合理性を有するものと理解することができる。」として、福利厚生を手厚くすることで長期雇用を前提とした正規労働者について有能な人材を確保・定着するといういわゆる有為人材確保の目的があれば、例え労働条件に差があったとしても是認できるという判断をしていたところ、最高裁判所は、この議論(有為人材確保論と呼ばれています)を採用しませんでした。この有為人材確保論はあらゆる労働条件の違いも説明が可能となってしまうかねないと労働者側の弁護士や労働組合より問題視されていたのですが、この度の大阪医科薬科大学、東京メトロコマース事件は、退職金や賞与につき「正職員としての職務を遂行し得る人材の確保や定着を図るなどの目的から」支給される目的であると認定したうえで、退職金や賞与の不支給については不合理な労働条件の差ではないと判断しているため、この有為人材確保論を採用したとも言われています。もっとも、令和2年判決は職務内容の違いや

配置転換の違いについても指摘しており、有為人材確保論のみで労働条件の差を合理的と判断したわけではありません。

一方、この点については、あまり指摘がないのですが、大阪医科薬科大学や東京メトロコマース事件では、正規労働者のうち、職務内容の比較対象となる非正規労働者と同様の業務を行っている者(東京メトロコマース事件では駅の売店で販売業務を行っている正規労働者と非正規労働者が比較されています。)についてはごく少数であり、これは会社の組織再編や人員配置の見直しに起因するものであることを労働条件の差の合理性を肯定する要素としています。これは、「正規労働者の少数の余剰人員をやむなく非正規労働者と同様の職種に就かせているに過ぎず、その正規労働者の賃金を引き下げるわけにはいかないから、同様の仕事をしている非正規労働者と正規労働者の待遇に差が出てしまっているのはやむを得ない。」という考えによるものと思われます(この考えについては有為人材確保論のような名称はないのですが、便宜上、「同種労働正規社員少数派論」と呼ぶことにします。)

以上の有為人材確保論と同種労働正規社員少数派論というのは、あくまで、企業側の主観的な都合によるものではありませんが、大阪医科薬科大学や東京メトロコマース事件はこれを肯定したように思われるという意味では会社側に有利な裁判例であるともいえそうです。

- (4) 各裁判例を踏まえた対応について

令和2年10月判決を踏まれば、退職金、賞与についての差については職務内容の違いがあれば合理性があり、恩恵的・福利厚生的に与える有給休暇についての差については職務内容に関連性がないため合理性がないと考えればよいと思われるかもしれません。しかし、令和2年10月判決はあくまで各会社の各労働条件の差について不合理か否かを各会社固有の事情を踏まえて判断している事例判決となります。実際、私傷病休暇中の給与の不支給については、大阪医科薬科大学事件と日本郵政(新東京局)事件では、非正規労働者の雇用の継続性があるか否かという点から、前者については不合理でない、後者については不合理であると結論が異なっています。今後、さらに裁判例が蓄積することが待たれます。

そのため、各会社においては、労働条件の差の合理性について検討していく必要がありますが、令和2年10月判決は、あくまでも一応の参考という位置づけになると考えます。

喫煙は身体に良くないと云う考えが広まって久しくなりました。タバコを啜って吸い込む煙を主流煙、タバコの中から出る煙を副流煙と云います。その煙の中に含まれる化学物質は四千種類が同定されていて、タール等の有害物質は数百種類にも及ぶと云われています。そして、副流煙の方に有害物質が断然多く含まれているのです。ですから、煙草盆や灰皿から出る煙には気を付けなければいけません。タバコは発がん性があります。多いのは膀胱、肺、喉頭、咽頭、口腔、食道、腎盂、膵臓のがんです。膀胱がんが多いのは、タバコを分解して排泄される尿が膀胱にとどまり、長時間発がん物質が膀胱に溜まるため

です。また、肺がんに関しては、喫煙と肺がんの死亡率の関連を調べた17年間にも及ぶ追跡調査が行われており、肺がんの死亡率について、喫煙者は非喫煙者に比べて、男性は4.5倍、女性は2.3倍にもなったそうです。

タバコの値段は、日本では現在500円余りですが、欧米では3,500円以上もすることもあるそうで、日本でもさらなるタバコの値上がりがあり得るところです。多額の出費にもかかわらず、癌になるのは損だとは思いませんか。



当事務所では顧問先様を対象に、メールでの法律相談を受け付けております。ぜひ、お気軽にご相談ください。メールをお待ちしております。

◆ 顧問先様用Eメール相談
consul@umegae.gr.jp

弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所

- 大阪事務所 / 大阪市北区西天満4丁目3番25号
〒530-0047 梅田プラザビル4階
TEL 06 (6364) 2764 FAX 06 (6311) 1074
- 東京事務所 / 東京都港区西新橋3丁目6番10号
〒105-0003 マストライフ西新橋ビル302
TEL 03 (5408) 6737 FAX 03 (5408) 6738
- 京都事務所 / 京都市下京区室町通綾小路上る鶏鉾町480番地
〒600-8491 オフィスワン四條烏丸1002号室
TEL 075 (353) 5375 FAX 075 (353) 5374
e-mail : office@umegae.gr.jp

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めております。今後、本誌の配送を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかにご対応をさせていただきます。宜しくお願い申し上げます。

題 字：藤尾 政弘
表紙写真撮影者：山田 庸男
表紙写真撮影場所：東伊豆

- 山田 庸男
t-yamada@umegae.gr.jp
- 林 醇
a-hayashi@umegae.gr.jp
- 中世古裕之
h-nakaseko@umegae.gr.jp
- 西村 勇作
nisimura@umegae.gr.jp
- 三好 吉安
miyoshi@umegae.gr.jp
- 大森 剛
omori@umegae.gr.jp
- 越川 覚子
ochi@umegae.gr.jp
- 松嶋 依子
matsushima@umegae.gr.jp
- 氏家真紀子
ujiie@umegae.gr.jp
- 岩田 和久
iwata@umegae.gr.jp
- 森 瑛史
mori@umegae.gr.jp
- 日下部太一
kusakabe@umegae.gr.jp
- 柴田 大樹
shibata@umegae.gr.jp
- 杉野 龍太
sugino@umegae.gr.jp
- 弓削 雄翼
yuge@umegae.gr.jp
- 久井 大輝
hisai@umegae.gr.jp
- 渡邊 雅文
m-watanabe@umegae.gr.jp
- 大東 恭治
ohigashi@umegae.gr.jp
- 二宮 誠行
ninomiya@umegae.gr.jp
- 増田 広充
masuda@umegae.gr.jp
- 細川 敬章
hosokawa@umegae.gr.jp
- 河合 順子
j-kawai@umegae.gr.jp
- 松尾 友寛
matsuo@umegae.gr.jp
- 林 友宏
hayashi@umegae.gr.jp
- 犬飼 一博
inukai@umegae.gr.jp
- 渡部真樹子
watanabe@umegae.gr.jp
- 甲斐 一真
kai@umegae.gr.jp
- 戀田 剛
koida@umegae.gr.jp
- 松久 僚成
matsuhisa@umegae.gr.jp
- 才木 晴幹
saiki@umegae.gr.jp
- 有本 喜英
arimoto@umegae.gr.jp

公益財団法人 梅ヶ枝中央きずな基金

TEL 06-6364-2802 <https://www.kizuna-umegae.jp/>

事務局 / 〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル2階 弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所内

振込口座

- | | | | | |
|-----------|--------|--------------|---------------|---------------------|
| □ 三菱UFJ銀行 | 大阪中央支店 | 普通預金 0175756 | 財) 梅ヶ枝中央きずな基金 | ざい) うめがえちゅうおうきずなききん |
| □ 池田泉州銀行 | 堂島支店 | 普通預金 106036 | 財) 梅ヶ枝中央きずな基金 | ざい) うめがえちゅうおうきずなききん |
| □ ゆうちょ銀行 | 四一八支店 | 普通預金 4878695 | 財) 梅ヶ枝中央きずな基金 | ざい) うめがえちゅうおうきずなききん |